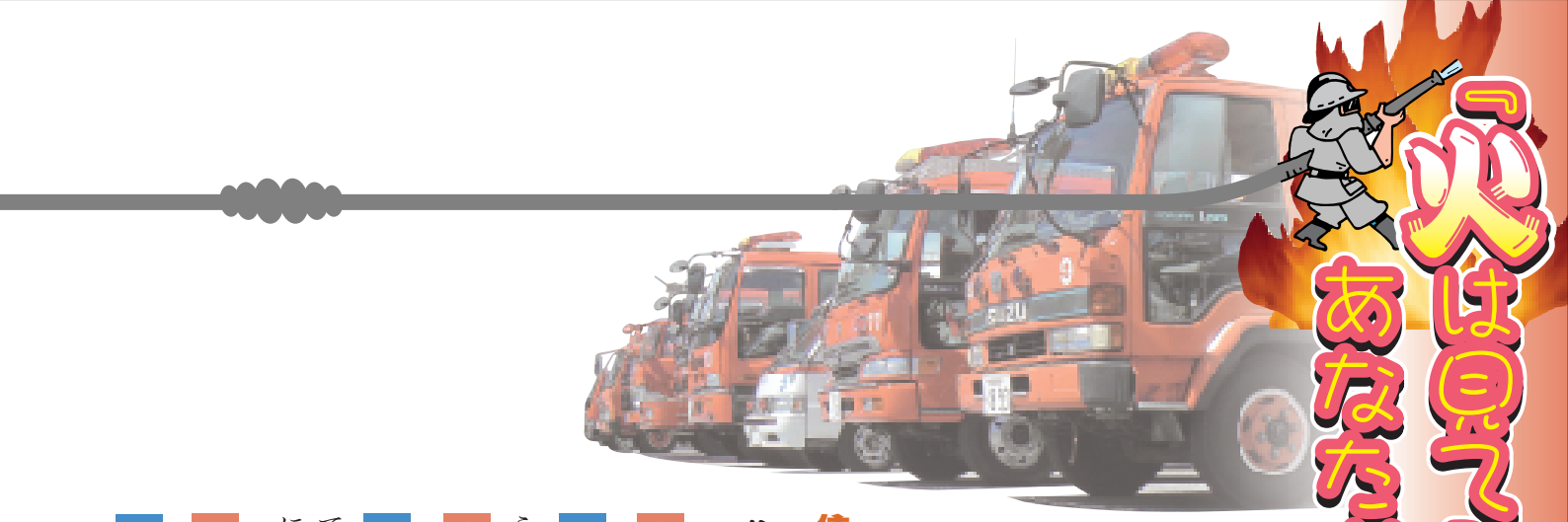

『火は見てる あなたが離れる その時を』

11月9日～11月15日全国一斉「秋の火災予防運動」

昨年うるま市では、48件の火災が発生し10人の方が犠牲となりました、そのうち7人の方は住宅火災によるものです。
消防本部では住宅火災による犠牲者の急増を踏まえすべての住宅に住宅用火災警報器の早期設置を呼びかけております。

消防本部予防課
☎974-0363

住宅用火災警報器の設置について

住宅用火災警報器Q&A

Q 住宅用火災警報器ってなに？

A 火災で発生した煙を感知し警報音により火災を知らせます。

Q なぜ住宅に設置するの？

A 建物火災による犠牲者の約9割は、住宅で発生している事から消防法の一部改正により設置が義務となりました。

Q いつまでに、どこに設置するの？

A 新築の住宅は平成18年6月1日から、既存の住宅は平成23年5月31日までに設置となります。設置場所は寝室及び2階以上に寝室がある場合その階の階段天井部分です。

Q どこで買えばいいの、又値段は？

A 電気店やホームセンター等で約4千円～8千円程で購入できます。（電池の寿命等により価格差がありますので、販売店でご相談ください。）

日本消防検定協会の鑑定マーク【NSマーク】が表示されていますので購入時の目安としてください。

子供部屋や高齢者の居室など 就寝に使われている部屋には取り付けましょう。

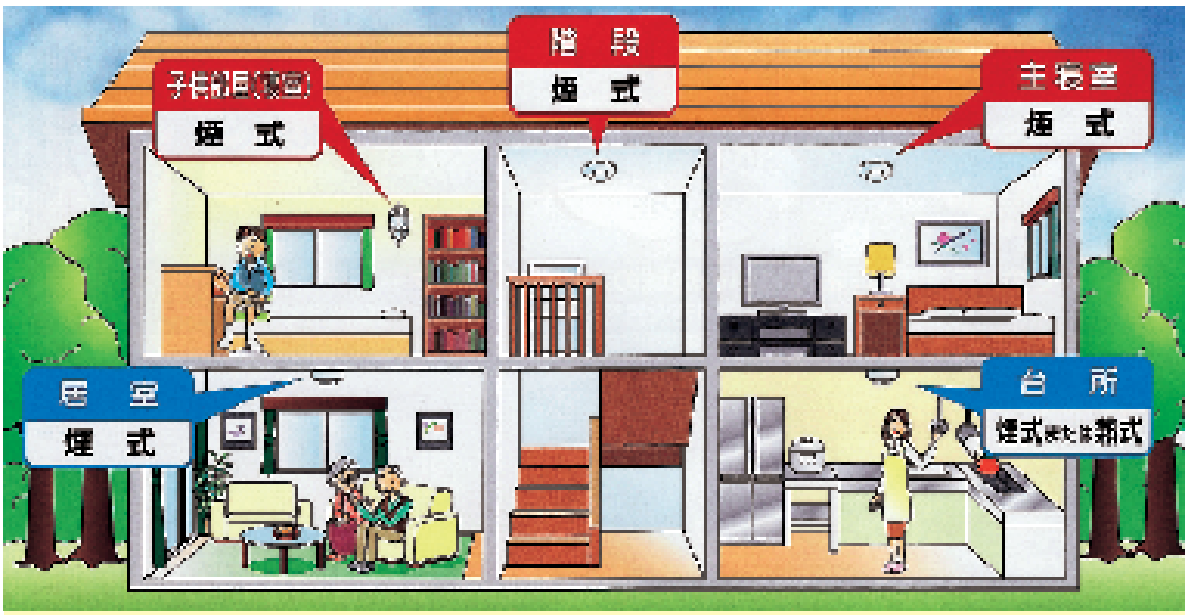

●寝室・階段への取付けは義務付けられています。
●台所・居室への取付けもおすすめします。

悪質な訪問販売等にご注意！
消防本部では住宅用火災警報器等の普及活動を行っておりますが、消防署や市が直接販売を行ったり委託したりすることはありませんので、不適正な価格により販売する業者にご注意を。